

＜退会規定＞

- ① 本NPO法人を退会希望する会員は、下記項目の必要事項を記載のうえ事務局へ報告するものとする。

- ③ 退会に際しては、会員としての一切の権利を失い、すでに納めた金銭その他の、本法人の資産などに対して何ら請求できないものとする。

- ④ 本規定は2021年11月1日より施行する。

NPO法人高知県ウオーキング協会 退会届書

令和 年 月 日

下記団体の退会を申し出いたします。

市町村名		会員種別	正会員・賛助会員・個人会員
代表名			
(記入欄)			
団体名		代表者名	印
(住所)	〒		
退会理由			

(記入不要)	年 月 日	会 長	事務局	備 考
	退会確認印			